



2026年4月15日

各 位

会 社 名 ユーソナー株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長CEO 長竹克仁
 (コード番号：431A 東証グロース市場)
 問 い 合 わ せ 取締役CFO兼管理本部長 北澤 光剛
 先 TEL. 03-5388-5300

譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年5月15日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式38,601 株
(3) 処分価額	1株につき1,950円
(4) 処分価額の総額	75,271,950円
(5) 割当予定先	取締役（※） 5名 12,428株 執行役員 21名 24,142株 従業員 5名 2,031株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。本制度は、対象取締役が、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として付与し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものです（以下「現物出資方式」といいます。）。

そして、2026年3月24日開催の第36期定時株主総会において、本制度に基づき、当社は、（i）無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年8万株以内とすること（※1）、（ii）本制度に基づき、無償交付方式及び現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総額は、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式及び現物出資方式をあわせて、年額3億円以内とすること（※2）及び（iii）これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役と

の間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとするにつき、ご承認をいただいております。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、本制度については、当社の取締役ではない執行役員及び従業員（以下対象取締役と併せて「割当対象者」といいます。）に対しても①同様の株式報酬制度を導入しております。

※1 当社の普通株式の株式分割当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

※2 ①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。

その上で、今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の当社取締役会の決議に基づき、現物出資方式による譲渡制限付株式報酬として、当社の対象取締役5名、執行役員21名及び従業員5名に対し、金銭報酬債権合計75,271,950円を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限株式として当社の普通株式38,601株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることといたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです（なお、以下は、対象取締役と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要であり、当社の執行役員又は従業員と締結する譲渡制限付株式割当契約においては、割当対象者の地位に応じた必要な変更を加える場合があります。）。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、2026年5月15日（割当日）から当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2026年5月15日（払込期日）から2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員のい

ずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本役務提供期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限期間の満了時において、2026年4月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年4月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に付与された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年4月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,950円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上